

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 新旧対照表

改正案	現 行	備 考
<p>建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準</p> <p>一 趣旨 本基準は、建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者（以下「建設業者」という）及び許可を受けずに建設業を営む者（以下「無許可業者」という。）（以下、両者を総称して「建設業者等」という）による不正行為等について、富山県知事が監督処分を行う場合の統一的な基準を定めることにより、建設業者等の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する県民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。</p> <p>二 総則 1 監督処分の基本的考え方 建設業者等の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監督処分等の時期等 (1) (2) 略</p> <p>(3) 公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者等が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うこととする。</p> <p>(4) 指示処分を行った場合においては、建設業者等が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとする。</p> <p>4 不正行為等が複合する場合の監督処分 (略)</p> <p>(1) 一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき 当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者等に対して最も重い処分を課すこととなるものに従い、監督処分を行うこととする。</p> <p>(2) 複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき ① 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが営業停止処分事由に当たるとき イ 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として</p>	<p>建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準</p> <p>一 趣旨 本基準は、建設業者による不正行為等について、富山県知事が監督処分を行う場合の統一的な基準を定めることにより、建設業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する県民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。</p> <p>二総則 1 監督処分の基本的考え方 建設業者の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監督処分等の時期等 (1) (2) 略</p> <p>(3) 公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うこととする。</p> <p>(4) 指示処分を行った場合においては、建設業者が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとする。</p> <p>4 不正行為等が複合する場合の監督処分 (略)</p> <p>(1) 一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき 当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者に対して最も重い処分を課すこととなるものに従い、監督処分を行うこととする。</p> <p>(2) 複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき ① 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが営業停止処分事由に当たるとき イ 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなきときは、それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のう</p>	<p>無許可業者の基準も含む事の記載</p> <p>建設業者→建設業者等</p> <p>「</p>

<p>行われたことが明らかなきときは、それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者等に対して重い処分を課すこととなるものについて、営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うこととする。</p> <p>ロ 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するときは、情状により、イに定める期間に必要な加重を行うものとする。</p> <p>② 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するとき 営業停止処分事由に該当する行為については上記二4（2）①又は下記三の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為については当該事由について指示処分を行うこととする。</p> <p>③ 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが指示処分事由に当たるとき 原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。</p> <p>(3) 複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するとき</p> <p>① 建設業者等の複数の不正行為等が一の営業停止処分事由に2回以上該当するとき 当該処分事由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を2分の3倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。</p> <p>② 建設業者等の複数の不正行為等が一の指示処分事由に2回以上該当するとき 原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。</p> <p>5 不正行為等を重ねて行った場合の加重</p> <p>(1) 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合 営業停止処分を受けた建設業者等が、当該営業停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合 建設業者等が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合（技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。）には、情状を重くみて、営業停止処分を行うこととする。</p> <p>6 営業停止処分により停止を命ずる行為 営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者等が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、別表のとおりとする。</p> <p>7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分 不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）に、不正行為等の後に建設業法第17条の2の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は同法第17条の3の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。 また、行為者の営業を同法第17条の2又は同法第17条の3の規定によらずに承継し</p>	<p>ち当該建設業者に対して重い処分を課すこととなるものについて、営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うこととする。</p> <p>ロ 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するときは、情状により、イに定める期間に必要な加重を行うものとする。</p> <p>② 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するとき 営業停止処分事由に該当する行為については上記二4（2）①又は下記三の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為については当該事由について指示処分を行うこととする。</p> <p>③ 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが指示処分事由に当たるとき 原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。</p> <p>(3) 複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するとき</p> <p>① 建設業者の複数の不正行為等が一の営業停止処分事由に2回以上該当するとき 当該処分事由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を2分の3倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。</p> <p>② 建設業者の複数の不正行為等が一の指示処分事由に2回以上該当するとき 原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。</p> <p>5 不正行為等を重ねて行った場合の加重</p> <p>(1) 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合 営業停止処分を受けた建設業者が、当該営業停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合 建設業者が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合（技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。）には、情状を重くみて、営業停止処分を行うこととする。</p> <p>6 営業停止処分により停止を命ずる行為 営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、別表のとおりとする。</p> <p>7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分 不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）に、不正行為等の後に建設業法第17条の2の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は同法第17条の3の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。 また、行為者の営業を同法第17条の2又は同法第17条の3の規定によらずに承継し</p>	
---	--	--

た場合であっても承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う

三 監督処分の基準

1 基本的考え方

(1) 建設業法第 28 条第 1 項各号又は同条第 2 項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

(2) (1) 以外の不正行為等があった場合

① 建設業法の規定（第 19 条の 3、第 19 条の 4、第 19 条の 5、第 24 条の 3 第 1 項、第 24 条の 4、第 24 条の 5 並びに第 24 条の 6 第 3 項及び第 4 項を除き、入札契約適正化法第 15 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 24 条の 8 第 1 項、第 2 項及び第 4 項を含む。）、入札契約適正化法第 15 条第 2 項若しくは第 3 項の規定又は履行確保法第 3 条第 6 項、第 4 条第 1 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 10 条第 1 項の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第 11 条、第 19 条、第 40 条、第 40 条の 3 違反等がこれに該当するものとする。

② 建設業法第 19 条の 5 の規定に違反する行為を行ったとき
 注文者が建設業者等であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者等に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

2 建設業者に対する監督処分の具体的基準 (略)

3 無許可業者に対する監督処分の具体的基準

(1) 契約締結の過程に関する法令違反

① 刑法違反（詐欺罪）

- a 代表権のある役員等（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1 年間の営業停止処分を行うこととする。
- b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは 1 2 0 日以上の営業停止処分を行うこととする。
- c a 又は b 以外の場合は、6 0 日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 特定商取引に関する法律違反

- a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は 7 日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは 3 日以上の営業停止処分を行うこととする。
- b 特定商取引に関する法律第 7 条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。また、同法第 8 条第 1 項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3 日以上の営業停止処分を行うこととする。

(2) 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

た場合であっても承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う

三 監督処分の基準

1 基本的考え方

(1) 建設業法第 28 条第 1 項各号の一に該当する不正行為等があった場合
 当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

(2) (1) 以外の不正行為等があった場合

① 建設業法の規定（第 19 条の 3、第 19 条の 4、第 19 条の 5、第 24 条の 3 第 1 項、第 24 条の 4、第 24 条の 5 並びに第 24 条の 6 第 3 項及び第 4 項を除き、入札契約適正化法第 15 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 24 条の 8 第 1 項、第 2 項及び第 4 項を含む。）、入札契約適正化法第 15 条第 2 項若しくは第 3 項の規定又は履行確保法第 3 条第 6 項、第 4 条第 1 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 10 条第 1 項の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第 11 条、第 19 条、第 40 条、第 40 条の 3 違反等がこれに該当するものとする。

② 建設業法第 19 条の 5 の規定に違反する行為を行ったとき
 注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

2 具体的基準 (略)

新設

新設

建設業法第3条第1項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項の規定に違反し、無許可で工事一件の請負代金の額が500万円以上（建築一式工事にあつては、請負代金の額が1,500万円以上又は延べ面積が150平方メートル以上の木造住宅工事）を請け負った場合については、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(3) 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(4) 公衆危害

無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であつて、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

(5) 建設業法第41条第1項に基づく指導を行う場合

建設業法第28条第2項に基づく指示処分、同法第28条第3項に基づく営業停止処分及び本基準四①、③には該当しないものの、工事の技術的観点や請負金額の額に照らして意味の乏しい施工を繰り返すなど、建設業を営む者として不適切と認める場合については、機動的に同法第41条第1項に基づく必要な指導、助言及び勧告を行うよう努めることとする。

四 ①～②(略)

③ 建設業者等に対する監督処分の内容については、速やかに公表することとするほか、悪質なリフォーム工事を行う無許可業者に関する情報についても、これを適切に開示するよう努めることとする。

五 施行期日等

① この基準は、令和5年3月28日から施行する。

② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。

四 ①～②(略)

③ 監督処分の内容については、速やかに公表することとする。

五 施行期日等

① この基準は、令和4年6月9日から施行する。

② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。